

第9回千曲市景観審議会
議 事 録

平成30年12月18日

千曲市景観審議会

第9回千曲市景観審議会 議事録

1. 開会

◎事務局（宮尾課長）

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第9回千曲市景観審議会を開催いたします。

私は、進行を務めます都市計画課長の宮尾でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、会長より招集のごあいさつを申し上げます。

吉澤会長よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

◎吉澤会長

皆さん、こんにちは。本日、第9回の千曲市景観審議会を開催するというご通知をいただきましたが、暮れのお忙しい中、皆さんご参集いただきましてありがとうございます。

午前中、私は稲荷山の重伝建の文化庁の指導ということで付き合ってきましたけれども、この問題もですが人口の減少に伴って都市部というよりも集落だとかの景観だとか、鎮守の森を守ることが非常に難しくなっているということで、これからは人口減少する中でまちづくりを考えていかなければならないということがありまして、これもまた景観にも影響してくるのかなという感じで今日捉えてきました。

前回の審議会で、市長から千曲市景観計画の改定について諮問があり、今回はその景観計画の改定内容についてご審議をいただきたいと思っております。

皆様におかれましては、千曲市の景観がより良いものになるように、様々な角度からご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎事務局（宮尾課長）

ありがとうございました。

ここで、委員の皆様の出席状況についてご報告申し上げます。

本日の欠席は、梅干野委員さん、丸山委員さんの2名でございますが、馬場委員さんが欠席のご連絡はいただいておりますがまだお見えになっておりませんので確認をしています。後ほど、ご報告を申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、千曲市美しいまちづくり景観条例の規定によりまして、過半数の委員の方が出席されておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は今後の作業をスムーズに進めて参りますために千曲市景観計画改定業務の受

託業者でありま株式会社ワイドの担当者が同席しております。委員の皆様にはご了承いただきたく、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

- ・ 第9回千曲市景観審議会会議次第
- ・ 平成30年度千曲市景観審議会委員名簿
- ・ 事前にお送りいたしました千曲市景観計画改定（案）の差し替え一式
- ・ 冊子になっている千曲市景観計画改定（案）資料1
- ・ 今後のスケジュール 資料2

それと事前にお送りさせていただき、本日お持ちいただきました資料ということで、

- ・ 千曲市景観計画改定（案）

以上7種類でございますが、ご確認いただけましたでしょうか。

資料がお手元にない方は挙手をしていただければ、資料をお持ちいたします。

それでは、議事に移らせていただきますが、議長は規定によりまして会長が務めることになっておりますので、吉澤会長よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 調査審議 千曲市景観計画改定（案）について

◎吉澤会長

議事に入ります前に、議事録の署名委員をこちらから指名させていただきます。順番で回っていきまして山口委員と馬場委員…。馬場委員さんは見えるのかしら。

◎事務局（宮尾課長）

確認をとりましたところ、馬場委員さんは遅れて出席と連絡をいただきました。

◎吉澤会長

はい。では、馬場委員と山口委員に議事録の署名委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議事の1、調査審議「千曲市景観計画改定（案）について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

◎事務局（湯本係長）

皆様、改めましてこんにちは。お疲れ様です。年の瀬のお忙しいところ、ありがとうございます。都市計画課計画係長の湯本でございます。

調査審議の「千曲市景観計画改定（案）について」でございますが、改定（案）につつま

しては事前にお配りさせていただいておりますけれども、その後に修正となったものを先ほど課長の方からご説明させていただきましたがクリップ留めの資料がございます。こちらを差し替えていただければと思っておりますが、ページの追加等もございましたので、差し替えページにつきましては、片面印刷となっておりますので、単純に差し替えという形にならないですが読み替えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、改定（案）で修正した内容を反映した冊子を資料1としましてお手元にお配りしておりますので、そちらを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼します。

資料の説明に入る前に、今回の改定の主な目的でございますが、先の審議会でもお伝えしておりますけれども、本計画が策定されてから10年余りが経過いたしまして、社会情勢の変化や上位計画であります第二次千曲市総合計画や関連計画が新たに策定・改定されたことと、本年度、景観計画の改定と同時に都市計画マスタープランの改定も行っております。それらを踏まえて見直しを行うものでございます。また、太陽光発電施設の建設も増えてきているということで、その届出対象行為等を明確にするために見直しを行います。

今回お示しました改定（案）は、それらを踏まえて修正を行いました。私からは主な修正点についてご説明をいたします。

資料1をご覧ください。まず、資料1の表紙でございますが、千曲市景観計画となっておりますがまだ素案の段階でございますので、（案）を入れていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1枚おめくりいただきたいと思います。

改定案の目次でございますが、1章から7章までとなっております。参考資料でございます「千曲市の景観資源図」につきましては、現在作成中でございますので、今回は参考資料ということですのでお示ししてございませんが、作成が出来次第、委員の皆様にお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料1の3ページをご覧ください。追加及び修正箇所について赤字で表記してございます。ここで一部訂正をお願いしたいと思っておりますが、1）千曲市の景観の特色の中、中段辺りになりますが、日本三大車窓の一つである「篠ノ井線」となっておりますが、「篠ノ井線」の前にJRの表記を入れていただきたいと思います。

4ページをご覧ください。こちらにつきましては、上位計画及び関連計画の改定等に併せて修正を行いましたが、主な計画を入れさせていただいたことと、平成28年に策定しました「千曲市歴史的風致維持向上計画」を新たに追加させていただいております。

5ページの千曲市景観計画の性格と構成ですが、方針等は変わりませんので修正はありませんが、一部条項の誤りがございましたので修正いたしました。

6、7ページをご覧ください。こちら、上位計画及び関連計画の改定内容等について修正を行いました。主に前回ありませんでした「千曲市都市計画マスタープラン」等につ

きましては、そのままそっくり入ったということになります。

次に第2章でございますが、11ページ、改定案10ページをご覧ください。改定内容について赤字で先ほど修正してあると申し上げましたが、削除した部分等についてはこちらの冊子から消えていますので、併せてお配りをしました差し替えのページも含めて、改定案の横のものを併せて見ながらお願いしたいと思いますが、あっちへ行ったりこっちへ行ったりということになりますので、基本的には資料1を基にご説明をさせていただいて、確認する際にこちらを見ていただく形でお願いさせていただければと思います。

ちなみに、こちらの改定案のページでいきますと10ページになりますので、ここから順にお願いしたいと思います。

それでは資料1に戻っていただきまして説明させていただきます。11ページでございますけれども、表現の修正等が主になりますが、下図のベース図については基本的には変わりませんけれども、山や川等について再度精査したいと考えています。こちらは精査させていただいたあと、修正をかけたものをお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、ルビ等そういったものについても体裁を整えたいと思っておりますので、今回気づいた点等ございましたらおっしゃっていただければと思いますが、そういったものも再度校正をさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

続きまして、12ページ、改定案11ページ差替え分でございます。

12ページ以降に多くの写真や図面があります。写真については現景観計画のものを入れてありますが、若干白くなってイメージとなっております。一部差替えが必要なものもございますので、それらにつきましては、今後差し替えを行いたいと思います。今回はイメージとしてご覧いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また先ほどと同様に図面等につきましても、修正が追いついていない部分もございまして順次修正を行いますが、いずれにしましても、出来次第、委員の皆様にお示ししたいと考えておりますので、ご了承いただければと思います。

すみません、馬場委員さんがいらっしゃいました。今ご説明させていただいているは、お手元にお配りしてございます資料No.1 13ページになります。あと併せて以前にお送りさせていただいた改定案と、今回差し替えをクリップ止めで机にお配りしてありますが、こちらのページの11ページになります。

それでは13ページにつきまして、一部訂正をお願いいたします。(1) 古代～中世～近世の5行目の社寺仏閣となっておりますが、全般で統一されていませんでしたので、全て社寺に統一させていただきました。ですので、こちらの仏閣を削除していただき、下図の凡例の中にも寺社仏閣と書いてございますが社寺ということで統一をさせていただきたいと思っておりますので修正をお願いします。事務局で再度校正を行いますが、次ページ以降も同一となりますので、そういった表記が出ましたら変更とご承知をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に14ページの(2) 近代～現代の土地利用等の推移ですが、主に表現の修正を行って

ございます。15、16、17 ページにつきましては、ほとんど修正はございませんのでご確認をいただければと思います。

18 ページをご覧ください。今回の改定では、一部の表現を景観に対する親しみと景観をより身近に感じられるよう、情緒的で柔らかい表現を追記してございます。

(1) 山里・高原景観の7行目以降について朗読いたします。

山里・高原には、湖畔に開発された別荘地やレクリエーション施設、わずかな谷地を利用して形成された農村集落が展開しています。農村集落では、厳しい冬の生活に備えた重厚な造りの民家が多く、自然環境と向き合う中で培った景観を見ることができます。この地域の緑は、市域や里の背景として機能し、風景に落ち着きやうるおいを与えてくれます。

以下、このような表現をしている箇所がいくつか出てきますが、その表現内容についてもご意見をいただければと思います。

(2) 田園景観ですが、屋代たんぼ以降につきまして修正を行っておりますけれども、以前は古代の条里制による遺構が残り、歴史的な景観を伝えています。という表現をさせていただいておりました。ただ、ほ場整備事業によって、古代の条里制による遺構は下に眠ってはいるのですけれども見ることはできないため、屋代たんぼは昭和40年代に大規模なほ場整備が行われ広大な田園風景が広がっています。との表現に修正をさせていただきました。また、姨捨の棚田については、国の重要文化的景観に選定された旨を追記いたしました。

19 ページをご覧ください。上から6行目以降を朗読させていただきます。

田園景観を維持することは、地すべりの防止や遊水池としての機能など、防災や自然環境の向上につながっています。農地の景観は、ほ場が持つ開放感とともに、実りの場としての豊かさを人々に感じさせてくれます。

田園景観の構成要素である集落は、変化に富んだ自然環境の中で、さまざまな景観を創出しています。総じて集落景観は周辺農地と相まって、長きにわたり引き継がれた空間が醸す「懐かしさ」や「落ち着き」「のどかさ」を観る人に感じさせてくれます。

次に下段の■日本一のあんずの里としての景観ですけれども、下から4行目のまた、以降を朗読いたします。

また、民家の敷地内にもあんずが植えられており、あんずの花が咲く頃には、家々が桃色の花におおわれます。この時期、人々は華やかな「里の景」を満喫できます。

20 ページですが、以前お送りしました改定案のものにつきましては15ページになります。一番下の段を朗読させていただきます。

この棚田景観は、古より、単なる見所・名所としてではなく、多くの人々の共通イメージとして捉えられているのです。

この表現を追加させていただいております。

21 ページ、④川沿い集落の力石地区の部分になりますけれども、以前の表現は建物上部に乾燥室という表現でしたが、こちらは歴史文化財センターからの指摘がありまして屋根

上部に風通しをよくするため、「気抜き」を備えた、というものに訂正をさせていただいております。

続きまして 22 ページです。改定案については 16、17 ページになりますけれども、(3) 都市景観の赤字の魅力ある都市景観はから朗読させていただきます。

魅力ある都市景観は、安全性や利便性の確保の上に、まとまりのある（抑制が利き調和性のある）様相の構成、まちなみとして連携性の確保、地域性や場所性に根差した個性の表出、商業地の賑わい等から生み出されるものです。こうした方向性を、まち全体で共有することが大切です。

駅前市街地ですが、長野新幹線という表記になっておりましたのでこちらを北陸新幹線と訂正をさせていただいて、こちらの中から消えてございますけれども長野電鉄屋代線については廃線ということで削除させていただき、6つの駅が5つの駅と修正をさせていただいております。

■屋代駅前：まちの発展を象徴する景観ですが、3行目から朗読をさせていただきます。

現在、商店の多くは国道 18 号や都市計画道路千曲線沿いを中心に立地し、大規模な駐車場の整備された商業施設等が、増加している傾向にあります。

その一方でふれあい通りでは、電線の地中化や広い歩道が整備されるなど、まちの発展を象徴する景観が残っています。また、商店の数が減った屋代駅前通りを盛り上げようと新しい店舗が開店したり、夏に行われる「千曲まつり」やブレイブウォリアーズの大会に併わせてイベントを行うなど、新たなにぎわいが定着しつつあります。

現在のものに内容を変えさせていただいております。

次に 23 ページの②宿場町・門前町ですが、下段の 4 行目以降から朗読させていただきます。

しかし、こうした豪壮な町家も老朽化の進行とともに取り壊されるところが増え、まちなみの連続性が失われつつあることから、これらを守り後世に伝えていくため平成 26 年に伝統的建造物群保存地区として都市計画決定し、国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定されました。

時代の記憶としての歴史的資源を活かした景観形成とまちづくりが大切です。

このように稲荷山について表記をさせていただきました。

24 ページですが、■武水別神社を中心とした門前町のまちなみということで、こちらに県宝である武水別神社の高良社の関係について表記をさせていただいております。

25 ページの■須々岐水神社を中心とした矢代宿（屋代）のまちなみですが、矢代宿の矢が今の屋代の屋になっておりましたので、弓矢の矢に修正をさせていただきました。それと、時代の変化等もございましたのでこちらについて朗読させていただきます。

矢代宿は、須々岐水神社を中心に宿場の名残を留める旅館の面影を残す一方、道路拡幅により広い歩道が設置されるなど、昭和 50 年代の商店街の名残はほとんどありませんが、住宅や商店の建替えにより、新たなまちなみが形成されています。

現在のまちなみ状況という形で修正をさせていただいております。

26 ページをご覧ください。こちらでお送りしました A4 判の横のものについて、改定版と表記をさせていただきたいと思いますので、今になって申し訳ありませんがよろしく願います。改定版につきましては 19、20 ページになろうかと思えます。

(4) 沿道景観ですが、下段にございます赤字の部分を朗読させていただきます。

魅力ある沿道景観は、植栽や街路樹と背景景観の山並みの視覚的な緑の連続を図ることが重要です。また、沿道から観る農地や山々の眺めの確保も大切です。

ということで、こちらを追加させていただきました。

次に、27 ページをご覧ください。3) 公共の空間や施設の景観特性ですが、朗読いたします。

公共の空間や施設の景観は、千曲市の景観の骨格となります。眺望景観や地域別の景観が、広がりを持つ面的な景観とすれば、公共空間や施設の景観は、施設やひとまとまりの箇所を対象とした点的な景観といえます。

公共空間についての表記をさせていただくようにしました。

下段の(2) 橋梁の景観ですが、北陸新幹線屋代南橋梁と北橋梁については斜張橋ということで、そちらを入れさせていただきました。

28 ページをご覧ください。(3) 水辺の景観ですが、中段以降、尾米川ではから朗読させていただきます。

尾米川では、「水環境創造事業」により生態系に配慮した自然に近い河川整備を行い人々に親しまれています。しかし中には、周辺環境との連続性がなく、市民との生活上の関わりが薄くなっている水辺も見られることから、五感を通して楽しめる水辺や、うるおいのある風情に浸れる水辺にしていくことが必要です。

という表現にさせていただきました。改定版については 22 ページになります。

続きまして(4) 公園・緑地景観ですが、下の赤字の公園・緑地は、という所から朗読させていただきます。

公園・緑地は集いの場であると同時に、良好な景観を味わえる場でもあることで、憩いの場としての機能をより強く発揮できるようになります。

ということで、公園・緑地に対する内容について追記させていただきました。

続いて 29 ページ、改定版については 23 ページからになろうかと思えますが、2-3 景観形成への取り組み状況ということで、まず①計画策定の経緯を載せていただいたことと、(2) 景観形成に関わる事業の展開では、以前から表記されていたものにプラスして新たな事業内容を入れさせていただきましたが、一枚おめくりいただきまして 30 ページの①棚田保全の取り組みで、姨捨の棚田が平成 22 年 2 月 22 日に国の重要文化的景観に選定された内容を入れさせていただいて、そのあとに平成 27 年に開催されました全国文化的景観地区連絡協議会の千曲市大会について表記させていただきました。

31 ページですが、⑦稲荷山重要伝統的建造物群保存地区の指定(平成 26 年度)で、こち

らは重要という言葉が入ると国の選定となりますので、こちらの表現を歴史文化財センターへもう一度確認させていただきまして重要伝統的建造物群保存地区であれば選定となるかと思ひますし、伝統的建造物群保存地区の指定ということであれば都市決定を含めたものになるかと思ひますので、修正をさせていただきます。

◎吉澤会長

わかっている。26年は、稲荷山は市で指定したものだから、重要だけ取れば良い。

◎事務局（湯本係長）

ありがとうございます。こちらの部分については重要を削除してもらえればと思ひます。

また、⑧姨捨公園周辺の樹木の伐採（平成28年度）と⑨第二次千曲市食料・農業・農村基本計画の策定（平成28年度～平成32年度）は、各担当部課から上がってきました景観形成の取り組み状況の内容を表記させていただきました。

32ページ、改定版については25ページ以降になろうかと思ひますが、（1）市民意識ですが、こちらは平成29年度に行いました市民満足度調査の内容を入れさせていただきました。以前は第一次千曲市総合計画策定時の市民意識調査となっておりますので、一番直近で最新のものに変更させていただいてございます。

また、（2）市民による景観まちづくりの活動等についても、現在行っている内容等に変更をさせていただいております。

今回、写真についてもイメージということでお伝えをさせていただきましたが、一番右下の部分については写真がございません。こちらの方は以前行っておりました花いっぱい運動の写真だったということで、今は行っていないので緑化活動等の写真に差し替えさせていただきます。予定でございます。

続いて33ページですが、それぞれ特性と課題等を新たに追加させていただいております。

（1）眺望景観について朗読させていただきます。

千曲市の特徴でもある眺望景観を維持するため、眺めを見渡す地点（視点場）やそこからの眺望景観を保全するなどの取り組みも重要です。

ということで追記をさせていただきました。改定版については、27、28ページになります。

（2）地域別景観、①山里・高原景観についてですが、山里や高原は、遠目には眺めの背景となり、佇めば自然を身近に感じることができます。この景観を将来にわたり保全するために、山里や高原の適切な維持管理が重要となります。

また、山里の前にスペースが2つ入っていますが、こういったところも後で体裁を整えさせていただきます。

34ページ、②田園景観についてですが、農地景観が供する開放感や豊かさ、集落景観が周辺農地と共に醸す懐かしさや落ち着きのある風情、のどかな雰囲気等の維持が重要です。

ということで追加をさせていただいております。あと内容につきましては、地すべりの防止や遊水池としての機能向上のため、田園景観の維持ということと、棚田については耕作放棄や樹園化を抑制するための仕組みや活用方策ということを新たに追加させていただいております。

35 ページ、改定版については 29 ページになります。③都市景観ということで、安全で利便な環境の上に、賑わい感、まとまりのある様相やまちなみの連続性、地域個性などを備え、都市景観の魅力。ということで追加をさせていただいております。

36 ページ、④沿道景観についてでございますが、沿道に展開する建造物・広告物等が構成する様相の秩序化、沿道周辺の農地景観や背景となる山々の眺望の確保が、魅力ある沿道景観を創出する上での課題となります。この点への配慮や対応を欠くと、都市の郊外部によくみられるような雑然とした沿道景観に近づく恐れがあります。

ということで追加させていただきました。また、沿道景観の中にあります国道 18 号の大規模な駐車場の整備された商業施設等ですが、以前はロードサイドショップという表現をさせていただきましたけれども、こちらについてもロードサイドショップというのが今の言い方にそぐわないということで修正させていただきました。

次に（3）公共の空間や施設の景観でございますが、

当該景観は、施設やひとまとまりの箇所を対象とした点的景観です。これらは本来の機能を有するほかに、地域の象徴的機能や景観水準の向上を図ることもできます。こうした働きを十分発揮するため周囲の景観と調和したデザインとし、周辺との一体的整備を進めることが重要です。ということで追加させていただきました。

続きまして、37 ページ、改定版については 30 ページ以降になります。

こちらについては景観法が施行された以降の取り組みですが、中ほどの赤字箇所について朗読いたします。

景観法が平成 16 年に施行されて以降、全国各地で景観を保全・形成する取り組みや景観への意識向上を図る取り組みが行われています。

千曲市においても一部の団体や地域で景観を保全・形成する取り組みが行われていますが、千曲市は多くの自然景観や歴史的・文化的景観を有していることから、今後さらに景観への意識向上や景観への理解を深めることが重要であり、良好な景観形成の推進に向けた体制づくりに取り組むことも必要となります。ということで新たに追加させていただきました。

続いて、第 3 章になりますが 41 ページ、改定版では 32 ページになります。こちらについても、第二次千曲市総合計画の基本目標の一つであります「輝かしい歴史文化や美しい自然を未来に継ぐまち」に合わせてございます。

42 ページ、3-2 景観形成の目標については、修正はありませんのでこのままの表記でございます。

続いて、第 4 章 45 ページ、改定版につきましては差し替え分でお配りしました 33 ペー

ジ以降になります。

4-1 景観計画区域につきましては、千曲市全域の面積が以前は 119.84 平方キロでしたが、現在は 119.79 平方キロですので修正させていただきました。

4-2 景観形成重点地区については、第 1 号として指定しました姨捨地区 64.3ha について下段に追記いたしました。また、上段の指定と赤字になっていますが、以前は選定になっていましたが修正させていただいております。

続いて、第 5 章 49 ページ、改定版は 34 ページ以降になります。こちらは基本的には修正はありませんが、元々のものは図の内容が具体的に表記していましたが、他で表記していますのでこちらでは削除させていただいております。

51 ページ、【身近なところから景観を美しくする活動事例】ということで、赤字部分を追記させていただきました。現在、緑の基本計画推進事業を行っている花や緑の活動について表記させていただいております。

52 ページ、差し替え分になりますが 35 ページの 2 枚目となります。②市民・事業者の組織活用に●景観整備機構 第 1 号を平成 21 年 11 月に指定しましたので追加させていただきました。

53 ページ、届出対象行為についてわかりやすく赤字部分を追記させていただきました。

55 ページ、改定版は差し替えの 36 ページになります。5-2 景観区分による市域全体を対象とした景観形成方針 1) 眺望景観の形成について追記した部分を朗読させていただきます。

また、多彩な眺望を保全する一方、眺めを見渡す地点（視点場）の多さを活かし、景観との一体感、地域の環境・風土との融合感を各所で味わえる場を増やし磨いていく努力（各所の再認識・情報発信、良好視点場の保持等）も必要です。

ということでこちらを追加させていただきました。

57 ページ、2) 地域別の景観の沿道地域ですが、沿道地域は山里・高原、田園、都市地域の該当区分への上乗せ制限となりますのでその旨を改めて明記をさせていただきました。

少し跳びますが 68 ページをご覧ください。改定版の差し替え分の 39 ページになります。

3) 公共の空間や施設の景観の中ほどですが、朗読させていただきます。

これらは本来の機能のほかに、地域の象徴的機能や景観水準の向上を図る機能も有していることから、こうした働きを十分発揮できるデザイン構成や周辺景観の一体的整備が求められます。

こちらの部分を新たに追加させていただきました。

69～72 ページについては、修正はございません。

73 ページ、改定版では差し替え分の 40、41 ページになります。こちらにつきましては、姨捨地区が景観形成重点地区となったことと、稲荷山地区の重伝建選定に伴う修正が主なものになります。表記の関係ですが、改定案の 40 ページと見比べながらお願いします。以前は候補地として姨捨地区（選定済み）でしたが、地区とし景観形成重点地区 姨捨地区（第

1号)とさせていただきます。またその他の5地区については、候補地と明記させていただきます、景観重点地区とその候補地ということで内容等について、地区の概要、選定基準について明記をさせていただきます。戸倉上山田温泉につきましては、開湯100年を迎えたとなっていました、120年を超える歴史を有すると修正をさせていただきます。候補地の位置図ですが、姨捨地区は重点地区ですので赤く表記させていただきます、候補地については示していた箇所にズレがありましたのでエリアが入るように修正させていただきます。

74ページ、改定案は42ページになります。2)各地区の景観形成の方向性 (1)姨捨地区(景観形成重点地区)①景観形成方針についてですが、先ほどもご説明しましたが重要文化的景観に選定された旨を追加させていただきます。

75ページ、■届出対象行為ですが、計画書の中に工作物に太陽発電施設の建設等が表記されていなかったのですが、今回入れ込ませていただきます。別で作ってあった内容では、築造面積でしたが、より景観的なものに影響があると考え太陽電池モジュールのパネル面積ということで、変えさせていただきます。なお、こちらの部分については、千曲市美しいまちづくり景観条例施行規則に要件等で築造面積とうたわれておりますので、併せて今年度中にパネル面積と変えさせていただきたいと思っています。また、工作物等の表記されている内容について、規則に載っているものすべて出ていないところもありますので、再度精査をして規則と合うようにさせていただきますと思いますのでご承知をお願いしたいと思います。

77ページ、②姨捨地区景観形成重点地区 位置図ですが、本日、千曲市景観計画をお持ちでしょうか。65ページに想定地区とありましたが、今回、重点地区に指定しましたのでそれに合わせて図面を表記させていただきます、周りの施設等についても他の図面等と併せて公園や駅等の表記をさせていただき修正をいたしました。

79ページ、(2)森・倉科地区について、一部修正をお願いします。③想定地区の位置図となっていますが、こちらは候補地になりますので③候補地(森・倉科地区)に修正をお願いします。基本的なエリアについての修正はございませんが、他の図面と表記等を合わせて公園や道路、景観の施設等を新たに追加させていただいています。

80ページ、改定案の44ページになります。(3)桑原・稲荷山・八幡地区 ①基本的な考え方についてですが、朗読させていただきます。

一部、稲荷山の字町屋敷を中心とする約13haの地域が、平成26年12月10日に「国の重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。

ということで、重伝建の内容を追加させていただいたことと、中ほどになりますが、また、「千曲市川西地区振興連絡協議会」により進められているまちづくり事業や、姨捨の名勝整備事業などと連携し、観光資源として活用を図っています。現在は、2020年東京オリンピックやインバウンド事業に力を入れるため、姨捨の棚田を中心とした「日本遺産」の認定を目指し進めています。という内容を追加いたしました。

続いて 81 ページですが、先ほどと同様に③候補地（桑原・稲荷山・八幡地区）に修正をお願いします。こちらの内容も公園や施設等を新たに追加させていただいています。図面の内容については、もう少し見やすいように表記したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

83 ページ、(4) 戸倉上山田地区について、先ほどと同様に③候補地（戸倉上山田温泉地区）への修正と下段にあります想定地区となっておりますが、こちらは図面の修正が間に合っておりませんので、先ほどと同様に表記をさせていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

84 ページ、(5) 磯部地区につきましても、先ほどと同様に③候補地（磯部地区）への修正と図面の部分も同様に修正させていただく予定です。

85 ページ、(6) 力石地区、こちらも同様ですが③候補地（力石地区）への修正でございます。また一部、文章の訂正もございますが、①基本的な考え方の「広い敷地に建ち乾燥室を有する独特の民家や」の部分、先ほどの 21 ページのときに修正をさせていただきました「屋根上部に風通しをよくするため気抜きの備えた」に合わせた表現に修正させていただきます。

続いて、第 6 章、89 ページ、改定案の 45 ページになります。6-1 届出対象行為について、先ほどの姨捨地区等と同じで太陽光発電施設等の建設等ということで、こちらもパネル面積 1,000 m²を超えるものにさせていただきました。こちらも規則を再度確認させていただき追加があれば修正する形で考えておりますのでよろしくお願いいたします。

91 ページから 94 ページ、2 6-1 景観形成基準 1) 特定届出対象行為に関する基準について、都市地域、沿道地域、田園地域、山里・高原地域についてわかりやすい表現を追加させていただいたものが主な修正でございます。

95 ページ、新たに太陽光発電施設等の設置に関する事項を表記させていただくようにしました。わかりやすくするために、イメージ写真を入れながら表現をさせていただくようになります。配置については、地面に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう努めることや、規模等については、建物に設置する場合などについてこちらで表記しています。96 ページでは、意匠・形態について、屋根材として使用する場合や屋根の上に設置する場合も景観に配慮した屋根と一体的に見えるよう形態とするよう努めるといったことを表記してございます。また、外壁として使用する場合等も外壁や外壁資材との調和に努めることとしています。色彩等についても、できるだけ目立たないものとすることや、パネルは反射が少なく模様が目立たないものの採用に努めることとしています。こちらは全部黒字ですが、新規の内容となりますのでよろしくお願いいたします。

97 ページ、改定案の 52 ページになります。2) その他の届出対象行為に関する基準 (1) 土地の形質の変更に関する事項について、開発行為にかかる切土及び盛土の量を少なくするよう努めることと、内容が現状に合うように表現を修正させていただきました。

98 ページ、99 ページは、基本的な変更はございませんが、及び等の文字の漢字、ひらがなの表記を統一させていただいております。

続きまして、第7章、103 ページ以降になりますが、こちらについても基本的な方針等は変わりませんので修正はございません。

以上で景観計画の改定案に対する説明となりますが、併せて今後のスケジュールについてもご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2をご覧ください。本審議会での今回の改定案についてのご意見等を踏まえて改定案を修正させていただきたいと考えています。タイトなスケジュールとなりますが、その後、12 月末よりパブリックコメントの実施を 30 日間以上実施したいと考えております。併せて県との協議を行いたいと考えております。県との協議等にもよりますが、特に問題がなければ概ね 2 月下旬から 3 月上旬頃にかけて改めて景観審議会にお諮りし答申をいただきましたら、告示・公表したいという流れで考えています。

雑ばくな説明で駆け足となってしまいましたが、ご審議の方よろしく願いいたします。私からの説明は以上です。

◎吉澤会長

ありがとうございました。

すごい駆け足なので、なかなかおわかりになりにくいかと思いますが、今の説明で改定の方はだいたいわかりましたので、資料1の方で質疑を行っていけばよろしいかと思っておりますけれども、どこでもとなると大変なので、各章ごと少し見ていきたいと思っております。

第1章はいかがですか。

◎山口委員

基本的なことを確認させていただいていいですか。今回、初めて景観計画を勉強させていただいて、事前にいただいた資料を何回も読んだのですが、読むほどにわからなくなってきて、こういう計画というのはそういうものかなと思っているのですが、まず、景観計画というのは経済的な事業とのバランスというか、この景観計画を検討していく上で軸足をどういう形で置いたらいいのかがわからなくなってしまったので、皆さんの共通認識として経済を優先するのか、景観を優先するのか、一番の形を原点で頭を整理した上で前向きな発言をしていきたいと思うのですが、その辺は皆さんご理解をいただいた上で、前提条件は理解された上で、今までの景観計画を基に見直しをされている訳ですよね。新たなものではない、その辺の関係もあって理解が難しい。

◎吉澤会長

いろんな景観の見方があると思うが、今回は、千曲市美しいまちづくり景観条例という条例に沿って行うことなので、経済行為を優先するので景観を疎かにするとかいう感覚ではな

くて、経済もそういったものに配慮しながら進めていくというスタンスだと思う。

この辺は事務局からお願いします。

◎事務局（湯本係長）

どちらを優先するのかですが、都市計画課の所管としましても都市計画ということで、都市化の部分がかなり強い部分もございます。ただ景観についても、都市景観や自然景観を守っていきましようということで、千曲市としましても美しいまちづくり景観条例に基づいて景観計画等をつくって、今回は見直しという形になりますが、そういったもので努めていく、守っていきましようというものになります。ですので、どちらを優先するかという話になりますと、お答えるにはなかなか難しい部分はございます。先ほど太陽光の話も追加させていただきましたが、太陽光についても推進する環境的な部分と国でも屋根にどんどん付けなさいということも出てきています。ただ、それと景観とのバランスというのがありますので、規制できるものもなかなか・・・という部分もあるとは思いますが、景観をできるだけ守っていきましようということで景観計画をつくっている形になります。どちらが優先というお答えはできませんが、そういったことをご理解をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

◎山口委員

露骨な言い方や表現であれですけども、今の千曲市の現状の景観を作文的に表現されているのはわかるのですが、どっちかという行政で規制なり網を掛けていく、そういう面で住民に喚起していくスタンスしか今のところ拘束力はない訳ですね。そこらが景観を守っていく面で難しいかなと思うのですけれども、表現的に弱い面があるのかなという気もしたものですから前段で質問をさせていただきました。

◎吉澤会長

法律でガチっとやるとか、罰則を決めるとかの方向のものとは全く逆な、そうふうものばかりではいけないのかもしれないかもしれませんが、要はみんなでこうやっていきたいというイメージをまず大事にしていきたいというところなんだと思っていますけどね。やっぱり、それはいろんなところでもそうなんだけれども、規制をすればするほどよくなるかという決まることがあるのと、それから景観がいいところというのは訪れる人が増えてきて、今のインバウンドの入り込み方とか見えていますと明らかに今まで想像しなかったような経済効果を生んでいるところもあったりして、そちらを優先した訳ではないとは思っていますが、そういうことは多々いろんなところである話だと思います。バランスがなかなか難しいところですね。

◎柿崎委員

私も読んでみてとても難しいと思いましたが、これは市民が読んで理解できるのかとなるほとんどの人ができない。たぶん委員会の委員長さんとかはできるかもしれないけど、一体何を言っているのか。こういう説明もありました「～が重要です。」「～が求められています。」「～が必要です。」一体それは誰がやるのかというその後の大事な部分がわからない。私はそういうことより「眺望がよく見えるように配慮します。」と書いてあるのであれば、姨捨の上に行ってこの木がなければいいなというところがあるので、そういうところの木を切ってくれるとか、そういうことは全然出てこない。誰がこの計画を実施していくのか。計画内容はもう少し少なくてもいいと思うが、この5年間はこれをやる、10年間はこれとこれをやるという風にしていかないと、市民としては全て網羅していて一体どうやっていくのかというところを非常に聞きたいです。

◎事務局（湯本係長）

私の方で修正をした箇所としてご説明をさせていただきましたが、基本的なお話をさせていただかなくて申し訳ございませんでした。まず、資料1の55ページ以降5-2景観区域による市域全体を対象とした景観形成方針ということで、例えば、眺望景観の形成ということで全体にこういったことが必要ですと先ほど申し上げた内容等が書いてございますが、景観形成の基本方針ということで、まず眺望を阻害する要素を防ぐということで、「行政は、市民・事業者との合意形成により、山なみをさえぎるような大規模建築物・工作物の配置、意匠・形態の制限に努めます。」と、また行政以外も例えば高台からの眺望を見ますと「事業者・行政は、展望台など整備する際、眺望を遮らない範囲で周辺の緑化に努め、山なみを崩さないよう努めます。」、めくっていただいて58ページ、山里・高原地域についての方針として、行政はこうにしましょうとか、「遠くで動物の鳴く声が聞こえるような、静かな音景観の維持」は、市民・事業者は身近なところからということで、こういったものに努めていきましょう。努めます。といったものを目指すというような、目標というかそういったことに努めていきましょうということで、市民の役割、行政・事業者の役割などを、この計画の中にはうたわせていただいております。また、方向性が変わっていないものについては修正を行っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎吉澤会長

カチっとしたものでなくて、これはあくまでもみんなが共通認識として持っていて、それは行政がやることだとか、自分がやることだとかの境目はむしろ明確ではないと思うのですけれど、実際その規制に関するものは概要パンフレットみたいなものを作って、この計画の中で望ましくないものについてはこういうことがあるのでご協力をという形になっていかざるを得ないと思う。先ほどちょうど、委員さんから出ていた景観を阻害している樹木があるといったときにどうしましょうかと、所有者との話だとか、他の方はどうなのかとか、い

ろんな要素を考え合わせながら誰がやるのだとなり、所有者がやるのか行政の方で協力してもらうのかとか、いろんなやり方があるのだと思うのですけどね。

これ、佐々木先生どうですかね。

◎佐々木委員

これはやっぱり基本計画なので、そういった強制力のようなものはない計画なのですよ。だから、市役所行政と市民の人たちがこんな風に努めて行きましょうという、かなり基本的な計画なんです。ですから、本当はこの後に具体的に何をしなければならないのか、もうちょっと細かな実行する計画を作んなきゃならないのですけれども、まだそこまでいっていない。まず、基本方針を定めましょうというのがこの計画です。だから、もし良かったら市もOK だったら何ができるのかをこの後に考えて、いわばできる範囲での実行計画を考えていくのが一番いいかと思うのですが、少なくとも全国的に見てそこまでちゃんとやっているところって少ないのが現状ですよ。最低限、市役所の中ではこれに基づいて他の計画と併せてこれを守っていく、いわば重りのようなものですね。それが役割の一つかと思っています。

◎吉澤会長

ありがとうございます。

10年での見直しなので、イメージがまだ欲しいと思います。これを10年前につくったときに、また今までで、これを作って良かったというような実例がもしあるようでしたら、事務局からお願いします。

◎事務局（湯本係長）

10年全部を私が把握できているかわかりませんが、こういったものの機運が高まってきて頃というのもあったかと思います。元々は旧更埴市の時代の議員さんの提案でそういった条例ができて、前身になります形成計画が作られて景観を守っていきましようという取り組みから始まって、花いっぱい運動とかいろんな景観を守る取り組みが行われてきたのは事実でございます。また今、現在も景観の取り組みということで、今おっしゃられるように「努力義務的なものというのがどうしてもありますので、そういったものをしっかり守っていきましよう」という風におっしゃっている方や団体の方がいらっしゃいますし、「これは努力義務ですよ」ということでご協力がなかなかいただけない方もいますが、事業として無くなってしまったものもありますが、新たに景観に配慮した取り組みが出てきていることと、市としましても規制といいますか、開発等を行う際に景観計画に基づいて緑化にご協力いただきたいとか、数値、マンセル値も含めて景観に配慮していただきたいということを指導させていただくと、概ねそのような方向で周囲の緑化に努めていただくなど、そういったものに繋がっていますので景観計画があつて良かったと言えるかと思えます。

◎吉澤会長

ありがとうございます。

漠然としながらも、一応ここにたたき台があるので、皆さんが思っていることを一言ずつ語っていただきたいと思います。

最初、「第1章 景観計画策定にあたって」というあたりはいかがですか。

◎武井委員

3ページの千曲市の景観の特色のところ、新たに棚田や夜景と、夜景という言葉を入れたい、誠にタイムリーな言葉を入れていただきたなと思っております。入れる必要が大であると思っております。ただ、先ほどからいくつか出てらっしゃるように、文言として入れただけなのかな。実際にどういう方向性で、どんな形でもってこうやった方がいいのかなと、けばけばしいのがここだからここがいいよねというものがあるのかどうなのか。そういったものが若干曖昧かなと思っておりますけれども、今、現在、地域の資源として夜景を大いに売りたいと思っている中で、これを整備というかやっていただけは大変有難いなと思っております。

◎吉澤会長

そうですね。新しい資源として生まれたって感じですね。

これは事務局の方としても赤が入っているのだから、積極的にやっっていこうということなのだよ。

◎事務局（宮尾課長）

景観計画の中での夜景の位置づけですが、夜見る景色というのが昔から日本三大車窓になっていることもございまして、今、まさに夜景が注目されていることもございましてこういった文言も入れてきてございます。そういったものを守っていこうという意識を住民の皆様にも持っていただきたいというところから、こういったものを載せておりますが、具体的にこの夜景をどのように活用していくのかという話になりますと、これは観光計画に載ってくる話になってくると思います。景観計画の中では、夜景という景観も大事にしていこうよということを載せているとうことでこちらに載せています。

それと、戻って申し訳ありませんが、先ほどの山口委員さんのご質問もございましたけれども、市としてはこの計画で基本的な方針とかを定めまして、緩やかに規制とか誘導を緩やかに行っていきたいという計画になっております。もし具体的に例えばこのところをがちりやりたいということであれば、重点地区に娯楽を指定しておりますけれども、そういったような形で指定してやっっていくと、10年前は指定しておりませんでした、この間に指定しましたと、今後どうしていくのかという話になったときに稲荷山も重点地区としてやっっていこうとなれば、これはこれでまた指定していくということになります。もっと更にやっっていくということになれば、住民の皆様のご理解をいただかなければダメですので、住民協

定を結んで住民の皆様の意識の中で、うちのところはこんな派手な色は使わないなど、住民の中で協定を結んでいただいて誘導していく方法もございますので、その辺のところは個別にやっていけばいいのかなと考えております。こちらの計画では全体的なものの方針ですとかを示していくため、具体的なところまで踏み込めないところをご理解いただければと思いますのでよろしくお願いします。

◎吉澤会長

住民協定や何かは、重伝地区はなるべく行政側も主導していくと言うと変だけれど、固めていきたいのですよね。

◎事務局（宮尾課長）

はい。

◎事務局（湯本係長）

先ほどの夜景の話でございますが、55 ページに眺望景観の形成ということで基本的な考え方または景観形成の基本方針ということで、まず基本的な考え方に対してただ夜景と一文書いてしまうだけではということもございますので、この中に夜景の景観等についても表現できればと思いますのでこちらに入れさせていただきます。また、高台からの眺望ということで現段階では昼間の表記をしていますが、夜景についても何らかの表記をさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

◎吉澤会長

ぜひお願いします。多く数が出てきた方がいいと思います。

◎山口委員

13 ページで善光寺街道とか谷街道という表現で具体的に出ていますけれども、私は平安の昔からの東山道が大事だと思う。東山道支道という表現にあるかはありますが、これだけ具体的に表現するのなら、昔からの間道として一級国道がここに通っていたので、東山道を追加してもらいたい。

◎吉澤会長

条里制の問題がとても特色のあるところだから、古代からということはどこかで入れた方がいいと思います。森將軍塚古墳もあることから検討していただければ。

◎事務局（宮尾課長）

東山道に関してですが、言い方といいますか記載の仕方で例えば、善光寺西街道、北国西

往還、善光寺道という言い方もございます。北国街道もある意味、善光寺道でありますし、その辺のところのすみ分けをどのようにしたらいいか。読む方にとってはある程度、国道18号線は北国街道とか、北国西往還は善光寺道という風に言うと何かに統一した方がいいなとは思っております。今の山口委員さんの東山道という言い方がいいかどうかは、歴史文化財センターの方へ確認させていただいて相談して決定していきたいと思っております。また、決まりましたらお知らせして参りたいと思っておりますがよろしく申し上げます。

◎吉澤会長

気持ち的にはそういうものをなるべく盛ってもらいたいということだと思います。

◎事務局（宮尾課長）

はい、わかりました。

◎吉澤会長

また、後で気がついたら言ってもらうこととして、先の章に進めます。

次は第2章11ページからですが、お気づきのことがありましたらどうぞ。

◎武井委員

13ページ「特に武水別神社は中世に建立されたと伝えられています。」という表記になっていますけれども、これは現実、この文章が正しいのかどうかですが、延喜式の延喜式内大社という形であるならばいくつかある時代考証からすると中世とはだいぶ下がって過ぎないかなという感じがします。

◎吉澤会長

御厨から考えていくと古代の方に入れていかなければいけない。ちょっとこの辺も確認をしてください。

いろいろあるんですよ。先ほどの社寺仏閣も仏閣はとって社寺にすると言ったのですが、歴史学者は、いや順番は寺社です。寺社奉行といって、社寺奉行とは言わないという話もあって、なかなかこれは明らかに近代になって作られた言葉だってことを言う人もいます。それほどなかなか難しいので、確認してもらって古いことがわかっているのであれば古くからという方がよりインパクトがあるということだと思います。

◎山口委員

先ほど湯本さんからご検討をと言われた表現ですが、見ていてよく理解できないのですが、18ページ、地域別の景観特性の山里・高原景観で上から8行目くらいですか、「山里・高原には、湖畔に開発された別荘地やレクリエーション施設、わずかな谷地を利用して」とあり

ますが、わずかな谷地とはどういうイメージで表現されたのか。私は川西地域の山や何か頭に入っているはずなのですが、こう言われると被害者意識とか逆に変なふうを考える方もいるのではないか。

◎事務局（湯本係長）

ご指摘の箇所については、今回修正を行っておりませんので本計画の策定当時の表現となります。しかし、そういった表現がそぐわないということでしたら今回修正をさせていただきますが、どのような表現が適切かご意見をいただければと思います。

◎吉澤会長

広いというプラスイメージとなるが、わずかなという表現はマイナスイメージとなるため、他にもあるかと思うがマイナスイメージを持たれるような言葉は削除ですかね。

◎事務局（宮尾課長）

わずかなという箇所を削除する方向で検討します。

◎事務局（湯本係長）

11 ページの下から3行目に「千曲川には多くの中小河川が流れ込んで出来上がった細かな谷が数多くあります。」というところから来ているのかどうか。

◎山口委員

何箇所か、あとの方にも同じような表現がある。

◎吉澤会長

谷筋は確かに幾重にもあることはあるんだけど……

◎山口委員

時間の関係もありますので、表現的にまたご検討いただければと思います。

◎事務局（湯本係長）

はい。検討させていただきますので、お願いします。

◎吉澤会長

あとは、読む人がどういう人を対象にルビを振っているのか確認しておきたい。

◎事務局（湯本係長）

ルビ等につきましては、例えば 11 ページの山について個別の大林山というもので表記したものについてはルビを振っていませんが、こういった固有名詞的なものについては振らせていただく方向で進めて行きたい。

◎吉澤会長

固有名詞はいいが、1 行目の「生業」など、基準は中学生が読める範囲なのかしら。何歳以上を対象にしているとか、そういう議論をよくするので、これは誰に読ませるのか。高校生以上が読めれば振らないとか基準があった方がすっきりする。

◎事務局（湯本係長）

わかりました。市報については、小学校四年生が読めるということなのですが、そうなるとうまくさすかにルビだらけになってしまうことなので、どのくらいの基準に対してルビを振るのがよろしいか検討させていただきながら、ある程度のところでルビを振らせていただく形でよろしいでしょうか。

◎吉澤会長

固有名詞は必ず入れてもらいたい。地元の人には読めても他は読めない、武水別神社なんてまず読めないね。

◎山口委員

2 年くらい前に、今日のこれとは違うのですが景観計画のダイジェスト版みたいな広げることがありますね。それを来る前に目にしてきたのですが、とてもわかりやすい。今のようにこの厚い計画書を誰が読むのとなれば、まず理解してもらわなければ守れないですよ。だから、行政はもちろんだけれども業者や市民にもわかるようなレベルでダイジェスト版だけでも書いていただいて、最後には市民が守らなきゃいけないことはこういうことですよと入れていただければ、わかりやすくなって民度が上がってくるのではないのでしょうか。

◎事務局（湯本係長）

山口委員さんが今おっしゃられたように、概要版というかパンフレットで薄いものになりますけれども、こちらについても作成する予定です。今までも、規制や守るべきものもありますので、申請をされる市民の方や業者の方にお配りをして、活用いただいております。景観計画が改定されましたら併せて、わかりやすいものを作成させていただく予定です。よろしくお願いたします。

◎吉澤会長

今ちょうど見ていて、地滑り防止や遊水地で思い出したのですが、土砂崩落の危険区域と

いうのは制定してから10年経ってないのではないかと。県の方で出していて、各地域でどこへ擁壁や家を建ててはダメだとかあるが、新しい項目なのでどこかに入れておかないと大きなものを造ると目立つと思う。この辺では目立たないけど、中央道を通っていて、知っている人が造ったから文句は言えないけど、砂防堰堤のバカでかいものが出てきている。パッと見てもすぐ目に入ってしまうのだけれども、もう少しデザインか何かでどうにかできなかったかなと思うものがあるので、大きな構造物を造るようなものが他にもあるのかもしれませんが気がなったのでお願いします。

◎山口委員

12 ページの多様な動植物の生息環境で、鳥獣の防護柵だとかだんだん山から里に人が下ると、今まで住んでいたところに野生動物が出てくる環境的な面での対策観点はここではなく、環境の方で触れるのですかね。そういう表現というか、何かここでも入れて欲しい。

◎吉澤会長

景観にかなり及ぼすようなことが出てきているところがある。装飾物の生息環境だから、12 ページのすみ分けはどうなっているか。

◎事務局（湯本係長）

現状等についてうたってあって、そのあと課題となっている部分に表現ということでしょうか。

◎山口委員

鳥獣に対しての対策的なものが、この景観計画の方に含まれないのかと思っているのですが……。

◎事務局（湯本係長）

対策については、あとの方に出てくるが確認させてください。こちらについては現状と課題ということで、現状はこうで、課題はこうでという……

◎山口委員

だからそういう意味で、現状はどうで、課題はどうでとまで見えない訳ですね。

◎吉澤会長

ここはると述べるところで、対策はあとのところで出てくるのかな。

◎小宮山委員

動植物じゃない、動物のことはこういうところでは言う必要がないから言っていないのではないですか。今、そちらの質問は動物のこともですが、ここでは言わなくてもいいのではないか。

◎山口委員

景観計画では言う必要がないかどうか。

◎小宮山委員

動植物の生息と書いてあるから動物のことを言ったと思いますが、どちらかという植物的な方を中心に言っているのではないか。

◎事務局（湯本係長）

なかなか難しい部分があって、自然環境の中で例えば多様な動植物の生息や環境はこのような形になっていますという表現になっていますので、どこまで入れ込むかということもあろうかと思います。

◎山口委員

明確にしておけば、ここでは触れないとなっていれば良い。

◎事務局（宮尾課長）

ここでは特徴的なカタクリとか、ハコネサンショウウオとかを載せまして、猪や鹿はだいたいどこにでもいると思いますので、珍しいものを載せてあると思います。その他等となっていますので、他にもたくさんありますよとなっている。

◎山口委員

関連性があるとなれば、野山が荒れてくるとそういう動植物が、在来と違って外来がだんだん里に下りて来る因果関係もこれから検討していかなければならない大きなことである。

◎吉澤会長

第2章は他にいかがでしょうか。

ちょっと不満なのが、24ページの武水別神社を中心とした門前町のまちなみのところに、本殿も入れといて欲しい。県宝だから高良社が入っているのだろうけど、市の指定でいけば県は解除してけれども市は指定をそのままにしてある。松田家だってある訳ですし、ここはもう少し書いてもいいのではないかと考えています。

◎事務局（湯本係長）

おっしゃられるとおり本当は齋館等についても入れたい部分はあったのですが、今の段階ではこうさせていただいていますが、本殿等のお話もありますのでそういったものも検討して参りたい。

◎吉澤会長

あの本殿は何で指定しないのか不思議なくらいな建物で、県宝にしても十分いい話だけだね。

◎武井委員

昭和40年代の終わりに屋根をこけら葺きから銅板葺きに変えたのが原因なのかなと思っています。そのときに拝殿も一緒に銅板だと思うのですが、以前は確か瓦葺きだったと思います。

◎吉澤会長

そういう時代だったのですね。そういう話は私も言われたことがあります。銅板葺きにして県宝ですか、と。

◎事務局（湯本係長）

すみません、今のお話で後の方に候補地の中の図面に本殿の位置も地図に明記しておりますので、本殿は入れさせていただくように検討させていただきたい。81ページのこちらについては松田家住宅も入れさせていただいていますが、武水別神社の鳥居と本殿をここに表記させていただいていますので、それと併せてこちらにも本殿について表記する方向で文化財センターとも協議しながら、いい文言を入れさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎吉澤会長

あそこは特に注意しておかなければいけない。18号バイパス周辺がどういう風な開発がされていくか非常に今注目されているところだから、特にたくさん書いといた方がいいかなと思って。

他にいかがでしょうか。

◎武井委員

28ページですが、水辺の景観の中に、確か後ろの方にあったかと思いますが、結構各地で水辺の環境整備でホテルの再生事業が盛んになっていると思うのですが、後ろの方もいいのですがこちらの2章の方でも触れていただいた方がホテルに関しては、環境整備に関してもいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

◎吉澤会長

水辺の景観ですか、公園・緑地景観ですか。

◎武井委員

水辺の景観です。

◎吉澤会長

水辺の学校プロジェクトのところに兼ねてどうですか。

◎事務局（小根澤部長）

ホテルをやっているのは戸倉との境のですね。

ここでは千曲川と尾米川なので、新たな文章を起こすかどうか。

◎武井委員

まあ水辺の環境の中に今のホテルの話を入れるか入れないかという問題があるのですけれども……。

◎吉澤会長

一応、検討事項で検討してみてください。

その他気になったのが、36 ページの上の沿道景観のところの都市の郊外部によく見られるような雑然とした沿道景観とはどこをイメージすればいいの。都市をバカにしているって読まれてしまうかもしれない。昔はよくあったけど、最近はみんな努力しているからだいぶ違ってきているのではないかというイメージがあるけど、何か違う表現で雑然というのを入れたいのだと思うのですが。下の表の中の真ん中のところに、雑然とした景観、沿道景観の誕生等というのはいいと思う。表現としてちょっとそこは検討していただければと思います。

第3章はいかがでしょうか。

ここは、固有名詞はもう一回ルビを振りますか。冠着山とか、三峯山とか。

ここはこれだけで形成されていますが、いかがですか。

こういう報告書なので文字だけというページが多くなるのは仕方がないと思うけど、余白より絵があった方が色っぽいかなという感じが若干するのですが。

第4章はいかがですか。

これは体裁にもよるのだけれど、第4章のタイトルと本文と第5章が裏白となっているため、紙の無駄遣いの感じがするので、要するにレイアウトだけの問題だから少し絵を大きくして文字を次のページに送るとか、何か工夫した方がいい気がしますね。

これは報告書作りの基本ですが、文章もこれだけならば図を大きくするとか、もう一個図

案を増やすとか何かやってもらいたい。

次は第5章いかがですか。

◎小宮山委員

75 ページなのですが、景観形成重点地区の中の届出対象行為のところ、今回、太陽光発電が入っていますがこのパネル面積 20 m²というのは、何を基準に 20 m²としていますか。上から見ると建物とかは 10 m²できているけど、この太陽光発電については 20 m²とありますがこれは景観条例だとか国の法律から持ってきているのか。20 の数字の根拠は何か。

◎事務局（湯本係長）

先ほどの規則にもうたわれておりますが、基本的には県の基準で、県は築造面積の 20 m² になっていますので、それに合せていることとなりますが、今回、県は築造なのですが、より大きさ等が景観に影響があるということでパネルの面積とさせていただきます。そうすると先ほどの県の基準の築造とはちょっと異なるのですが、より厳しくさせていただきましたということでございますが、そちらについては、県と各市町村の中でまちまちでございます。築造という表現もあればパネルやモジュールの面積と統一されていない部分でございますが、今回より規制をかけたいということで築造をパネル面積としています。

◎小宮山委員

それはいいのですが、20 というのは……。

◎吉澤会長

長野県の景観規則の改正でそれが入ったのです。その数字が 20 なのです。だからそれを準用しているということです。

◎小宮山委員

そうですけど、この建物とかそういうものは 10 m²で規制しているので、規制という意味では国とか法のもの一般的なものですので、姨捨地区の届出行為の対象とこの表は見ていいのですよね。あちこちに作れる重点地区ということでなくて、姨捨地区ですので 20 m² というのは他が 10 m²となっているのでここだけ 20 m²と緩める感じがするので意味があるかと思ひまして、20 m²はかなり大きいものですから姨捨地区は特別規制をしたいという意味があるのではないのか。20 m²でいいのであればいいのですがね。

◎事務局（湯本係長）

ご指摘いただきました 10 m²にすべきではないかというご意見ですが、確認をさせていただいて、規則の中では 20 m²となっておりますので、そちらについても修正をするかどうか

検討をさせていただくのですが、こちらについてはこれを超えるものについて届出をする行為となりますので、造ってはいけないということではなくて、先ほどからお話しておりますとおりちょっと弱い規制でありますので、姨捨地区については重点地区ということで重要文化的景観の同じエリアとなっておりますので、まずそちらの方の審査もあるということになっております。一応確認をさせていただくのですが、状況によってはこのままの20㎡ということとなるかもしれませんがご承知ください。

◎小宮山委員

後ろの方にいろいろ細かく出てきていて、建物はどのと一般地域でも太陽光発電施設に関しては細かく規定しているのにも関わらず、重点地区で大きいような気がします。姨捨地区に関して言っています。恐らく重点地区の規制は他も規制すればまたほぼこれと似ているのですが、他で重点地区になれば、太陽光ができればまたきっとそこではどうやるか知りませんが、すべて総括的に20㎡とすれば問題ないという意味なのか。

◎吉澤会長

他との整合性がとれているのかな。

◎佐々木委員

重要文化的景観の中でのコントロールですよ。今ここでどうのこうのと言うよりは、そちらの委員会で確認した方がよろしいと思います。というのは、重要文化的景観を指定されたときに太陽光発電施設の話が深刻化するとは思ってなくて、確か抜けてあとで県の条例等で準用しているのが実態だと思いますので、今、小宮山委員さんがおっしゃったことは極めて重要でして、改めてそちらから本当に重要文化的景観をコントロールしていく委員会の方でまず、確かに10㎡なりそれを検討していただいて、そのあとこちらの数字を差し替えした方がいいのかなと思います。

◎吉澤会長

そっちが優先していくと思うので、そのところはそうしてください。

他には……

◎事務局（宮尾課長）

先ほど議長さんの方から言われました砂防堰堤ダムの関係でございますけれども、見た目がボンと出てきてしまうその辺の規制の方はとありましたが、53ページ、54ページに法による規制と言いますか制度等の記載がありますので、こちらの方に砂防法になのかも確認しましてうたい込めれば検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

◎吉澤会長

55 ページの赤字の一番上の真ん中辺に、眺めを見渡す地点（視点場）とありますが、これは専門用語ですか。ビューポイントの日本語訳ですか。私はあまり聞いたことがなく存じ上げない言葉でしたから、何かで使っているのでしょうか。

◎佐々木委員

あの造園というか、景観の方では視点場ってよく使います。立って眺める地点です。そして見えるものは視対象って言葉を使います。見える対象。

◎吉澤会長

造園用語ですって。視点場と視対象。注釈を入れておいてください。注というのは※（米印）で入るのかしら。52 ページは下の方に※（米印）で入っていますけれども。

◎事務局（湯本係長）

用語集等につきましては、後ろに入れるケース等があるのですけれども、今回、景観計画と併せてそちらに出てくる下段に※（米印）で用語についての説明をさせていただいておりますが、こちらも同じような方法でよろしいでしょうか。

◎吉澤会長

結構です。後ろにまとめるよりもそのページにある方が親切です。
第5章よろしいですか。

◎武井委員

51 ページに、5-1 景観形成の主体と役割及び実現施策の中の2) 景観形成の実現施策の【身近なところから景観を美しくする活動事例】が挙げられているのですが、これは黒字ですから前回の景観計画の中でもあったものですよ。これ、実際の活動はどのようなことがあったのかという検討はなされたのでしょうか。実際、こういうことをやったといいのはあったのでしょうか。景観百選の選定ですとかサンドスケープですとか夜景の観察会とか実際にされていけば非常にいいことだと私は思うのですけれども、前の計画の中にはこういう計画を立てられて実施したということはあったのでしょうか。

◎佐々木委員

10 年前、馬場委員さんと私いましたので、そのことを記憶の許す限り説明しますと、このとき委員の方から実際に活動している事例を集めたのと今後恐らくしていきたい、していくっていうのも一緒に入っています。ですから、10 年経ってやってなかったらカットしてもいいのかもしれないし、やっぱりこういうものもやりたいなどどこかで意思があったら

残しておいてもいいかもしれません。今、武井委員さんがおっしゃったことの答えは、100%やっていることを入れたっていう訳ではなかったということです。

◎武井委員

せっかくこういう風に文言で示されているのですから、実際の活動ができていれば良かったということです。

◎佐々木委員

そうですね。

◎吉澤会長

赤字で入れた緑の基本計画推進事業を実施というのは、やったってことですか。

◎事務局（湯本係長）

はい。中にもやった内容もかなり入っているかと思います。特に上の部分から見ていくとほとんどがやっているものになるかと思いますが。先ほど佐々木委員さんからありましてとおおり、今後やっていきたいという内容について表記されているのが確認できれば、カットした方がいいようなものがあればさせていただきますが、必要なものや実際に行っているものありますので再度確認し精査させていただきたいと思います。先ほどの赤字の部分については、実際、平成24年度からこの緑の基本計画事業が始まりまして、今7団体くらいが活動していただいています。

◎吉澤会長

景観百選とか音景観なんていいじゃないですかね。こういう地図って滅多に見ないから、せせらぎとか虫の声とか、この地図があったら行きたいな。

やりたいものとやったものと上手く混ぜこぜじゃなくて、順番を整理してください。

◎事務局（湯本係長）

再度確認させていただいて、すみ分けをさせていただきます。

◎吉澤会長

やりたい希望のあることは書いといた方がいいと思います。

第5章、他にはいいですか。

73 ページの表ですが、表の書き方ってどうすればいいかわからないですけど、地区と地区の概要と選定基準というのがあるのだけど、最初のは地区名を入れたらどうですか。それと、「指定」はするでもいいですが、「選定」はされるっていう言葉を入れないと、選定は

自分たちがしている訳ではなくてされているので、その表現を変えた方がいいのかなって気がしています。

85 ページの（6）力石地区のところは、乾燥室を有するというのを気抜きの何とかって文章に変えるってことですね。

◎事務局（湯本係長）

ほい。

◎吉澤会長

それでは次は、第6章はいかがでしょう。

93 ページの低彩度の色彩（注1）とあるが注が下がない。次の94 ページのところにも（注1）があって注がない。これは前にもなかったってことか。だから、いらぬのか（注1）で何か入れるのか。

◎事務局（湯本係長）

表現としては98 ページの（注1）のことだと思いますが、ちょっとわかり辛いのでわかりやすい表現にさせていただくように検討させてください。（注1）と言ってかなり何ページも向こうへいってしまうので……

◎事務局（小根澤部長）

ボリュームがあるので下へ載せきれなかったか、下へ載せると小さくなっちゃうのでこれだけは後ろへもって行ってしまったのか。

◎吉澤会長

98 ページ（注1）とあっていう風に入れてもらえば良い。これだけ、注だけが出てくるから何かタイトルを付けた方が良さそうだね。

◎事務局（小根澤部長）

下に※（米印）にして98 ページ参照とあってやったらどうか。

◎吉澤会長

色彩の基本方針じゃないけど、何か小見出しを入れといた方がいいのではないかな。

◎事務局（宮尾課長）

今、会長さんがおっしゃるようにはここは低彩度の色彩というのを出すようにします。

◎事務局（湯本係長）

ただ今の件につきましては、低彩度の色彩ということで98ページに低彩度の色彩というタイトルのものを入れさせていただいて、（注1）がよろしいかそういったものでわかるような表記をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

◎吉澤会長

先ほど来から出ている太陽光については95ページのこういう絵でいいですか。

◎小宮山委員

89ページですが、太陽光について一般地域の大規模発電のことで入れたと思うのですが、面積的にはこういうことでよろしいと思っておりますけれど、この面積で届出がいろいろ出てきた場合は恐らく細かい指導基準や誘導基準みたいなものを当然作ると思われそうですが、今、太陽光発電については大きいものについては県内でもあちこちでいろいろ出来てきてかなり問題になっておりますので、届出面積はいいとしてもこれを指導、誘導する基準についてはこれからですか、あるのでしたっけ、ないよね。だから、そういうものを景観だからそこまでやらないか知らないけど、禁止区域の指定だとか大規模なものであれば環境アセスが必要だとか、将来的に考えといてもらいたいと思っております。

◎吉澤会長

今はどうなっているの。

◎小宮山委員

今いろいろ問題ありますよね。各地でね。

◎吉澤会長

出ているけど……。これは届出がいるっていうだけでどう指導しろとかってものではね。

◎小宮山委員

今県下、県内各地でいろいろ大規模な太陽光発電が出てきて問題になってきていますよね。反射光だとか、例えば、ゴルフ場が空いたから全面にやるとか、生坂もそうですし……。ですから、さらしなは特に景観的に重要だからあの辺の重点地区の上の山並みに、もし誰かが1,000㎡を超えるような大きなものを造れば、反射だとか、景観が悪くなってしまうと思いますので、せっかくこういう風に入れる訳ですからこれに対する対応策というか指導・誘導基準みたいなのが、千曲市がさらしなの里を売り出すとすれば……。

◎吉澤会長

それはむしろどうなのだろう。県と協議のときにきちっとして、ここはうちが大変困っているのではどこか事例があるかどうかを聞いてみてはどうでしょう。

◎事務局（湯本係長）

担当の方から話をさせていただきます。

◎事務局（安藤）

すみません、安藤です。よろしくお願いします。

県の研修等がございまして、太陽光について今までは規制をかける方向で県もいたのですが、この頃、他県の状況を確認したところ、多くは規制をかけていないんですね。それは景観問題ではないという見解を持っているところもありますし、国の方が推進している事業であるということ踏まえての部分もあると思うのですが、そんなことを踏まえて長野県としても規制をかけない方向が出たところですが、ただ、今おっしゃるとおり南信の方とかで住民問題に発展している事例がいくつかありまして、それについては住民協定を推進していくとか、そういった方向の話は前から出ていまして、南信の方ではそういったことがとても盛んなんです。うちとしましても住民協定のことを市報に載せたり、そういったことは行ったのですが実際には困ってくるような大きな太陽光の設置がないので、皆さんもそんなに近々な感じにはなっていないと思うのですが、そういう方法も一つかなと思っ

◎事務局（小根澤部長）

急傾斜とか砂防は地滑りがかかっていますので、こちらの方で抑えることはできるのかな。東山については、急傾斜がかかっていますので、そういう意味では千曲市は業者さんから見ると美味しくない、法クリアが難しい場所になるかと思えます。あとは千曲市で狙うとすると千曲川の河原の中、河川地帯がいっぱいあるのでそこを買い占めてやるくらいかと思っ

◎小宮山委員

反射光みたいなものがきっと一番問題になるかと。

◎事務局（小根澤部長）

そこでうちの方ではちょっと規制をお願いしている。法律ではないですが同意を取ってきてくださいというやり方では壁はつくってはいません。

◎事務局（湯本係長）

会長すみません。先ほどの太陽光の関係で小宮山委員さんの方から95ページについては一般のものの事項ということで、重点地区の娯捨地区についてこういった明記がないというお話がありましたので、現在、重点地区に指定してある区間については住宅とか建物系は少ないのですが、そういったものを含めて、重点地区に合わせた内容としてこの事項に近いものを入れさせていただきたいと考えておりますので、そのような方法で進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

◎吉澤会長

はい、両方へ書くってことですね。

◎事務局（湯本係長）

はい。よろしくをお願いします。

◎佐々木委員

すみません、あの太陽光発電の確認ですが、南信だと割と景観条例作ってそのあとにすぐに確かに太陽光発電のコントラスト上で、これもかつて県が指導したはずで元をたどれば県があるのです。県が持っている、作っているのですが、千曲市はないのですか。その条例は。ここの95ページとか、これは条例から持ってきたって訳ではなくて計画の中で、じゃあそうすると逆に言ったらまだ自由度があるかなんだけど、一番太陽光の発電をコントロールしているのは安曇野市で、安曇野市は緑化を義務づけて、しかも外からあまり見えないようにというので、しかも会長がおっしゃったように反射が問題でパソコンでそういったソフトとがあるそうですが、それで反射光が届く家からはOKを取ると、それがなかったら認めないっていう、だから安曇野市を参考にもうちちょっと、たぶん景観計画の中では出来ないと思うのですが、そういった方向でせめて緑化とか、つまり景観に優しいっていうこちらの方をどこかに入れていただけたらいいのかなというように思います。

◎事務局（湯本係長）

今のお話の中で緑化とかできるだけ目に触れないような工夫とかそういったものをしていただくことと、内容について不十分な部分については追記をさせていただければと思っています。また、今後その太陽光については推進する方と規制する方と景観的にはなかなか難しい部分はあるのですが、他市や県を参考に、先ほどの安曇野市も確認をさせていただきながら、今後何か方策が必要であれば審議会にお諮りをさせていただきながら検討をさせていただければと思います。今回の中では緑化等に努めるという方向にさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎吉澤会長

安曇野市とかこの辺に聞いてみれば。

◎事務局（湯本係長）

はい、わかりました。

◎吉澤会長

第7章は……。

景観重要樹木とか、これは進めている実績みたいなものはあるのか。うたってあるだけで実際の動きはまだないのか。

◎事務局（湯本係長）

はい。

◎吉澤会長

ざっと見て参りました。質問や意見で言い残したところがありましたらどうぞ。

◎山口委員

スケジュールで県とも協議がありますね。第5章の70ページにありますけれども、中小河川だとか、今一番景観上損なわれているのは川の中の木やなんかの関係で、県の方でどういうふうに考えているのか、いろいろな面で防災の面でも関係してきますので、その辺を強く、除伐したりすることについて、ぜひ意見をできる範囲でもらいたいと思います。ここでも千曲川が市の中心を流れていますとうたっていますが、見ると、木が大きくなって景観を損ねている面もありますし、中小河川でもそういう傾向がありますので、その辺は一市ではどうしようもないと思う。ですから県の方針なり、関わりっていうのがどうなのか、ぜひ質問していただきたいと思います。

◎事務局（湯本係長）

千曲川等については、一部今回も戸倉上山田温泉の右岸側部分を伐採していただいたり、そういったものについては河川事務所の方で進めていただいたりしています。県の方につきましても、一級河川や砂防指定してある川については整備等していただいています。そういった内容については都度お話をさせていただきますが、今回の協議については景観計画についてのご意見をいただくこととなりますので、そういった文言があれば併せて入れさせていただきますが、そういった形での協議ですのでよろしくお願いします。

◎小宮山委員

パブリックコメントは、このあとこれでやりますか。例えばこれ、細かいことなのですが、字句の訂正とかそういうのはパブリックコメントをすればいろんな方から意見が出てくると思うのですが、例えば6ページ、1-4上位関連計画での位置づけのところで、「信州の交流拠点 千曲」と書いてありますけれども、これは意識して千曲市ではなく千曲と書いてあるのか。どうしてなのか。

◎事務局（湯本係長）

第二次千曲市総合計画の将来像として、こういう文言で決まっているものでございますので、こちらは総合計画の将来像を入れさせていただいています。

◎吉澤会長

これは構えないとこなんだね。

◎事務局（湯本係長）

今回委員の皆様新たに追加したり修正したりしたものをわかりやすく赤字にさせていただいています。ただパブリックコメントの際は全部黒字にさせていただくのと、状況によっては入れ込める図面とかについては修正したものを入れさせていただきます。事前に委員の皆様にもお送りさせていただきますが、そのような方向に進めさせていただきたいと思っています。今回いただいたご意見を反映させていただくのですが、パブリックコメントの中でも市民の方からご意見を頂戴する機会がございますので、本来は審議からのご意見を今いただければいいのですが、何かございましたらその期間にもまたおっしゃっていただければ、反映させられる部分については反映させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

◎吉澤会長

そういうことで、ここで気がついたことがありましたら、こういう形でまだ1月中くらいはいけると思いますので、気がついたことは課の方へ連絡してもらえればと思います。

時間の方がだいぶ超過しました。最後に一つ、表紙はどうされますか。

◎事務局（湯本係長）

表紙について、まだ決まってございません。パブリックコメントの際は、計画案ということで出させていただきますが、表紙については策定委員会もございますので、策定委員会の中で検討させていただいて、また審議会の委員さんの方にもお示しをさせていただきたいと思っております。比較的、景観計画にあった表紙の形をとりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

◎事務局（宮尾課長）

一点お願いしたいのですが、先ほど最初のところで議事録署名委員のご指名していただきましたが、馬場委員さんがお帰りになってしまいましたので、別の委員さんをご指名いただきたいと思いますが、順番ですと石井委員さんよろしければお願いしたいと思いますが…。

◎吉澤会長

山口委員さんと石井委員さん、お願いします。

◎事務局（宮尾課長）

ありがとうございました。

4. その他

◎吉澤会長

その他はございますか。

◎事務局（宮尾課長）

事務局からはありません。

◎吉澤会長

では、意見を出していただきましたけど、個別で気がついたことがございましたら事務局へ言っていていただいて、あとそれらの確認はまた開く訳にもいきませんので私の方に一任させていただければと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

それではこれで議事は終わりましたので事務局へお返しいたします。

5. 閉会

◎事務局（宮尾課長）

吉澤会長ありがとうございました。

次第にその他がございりますが、特になかったということでよろしいでしょうか。

それでは、本日は長時間に渡りまして、慎重に熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第9回千曲市景観審議会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

平成30年12月18日

議事録署名人

千曲市景観審議会委員

㊟

千曲市景観審議会委員

㊟